

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○図書類の内容を審査する団体の認定(三九一・県民文化政策課).....	1
○青少年に有害な図書類の指定(三九二・県民文化政策課).....	1
○青少年に有害な興行の指定(三九三・県民文化政策課).....	1
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(三九四・団体指導室).....	1
○公共測量終了の通知(三九五・建設管理課).....	2
○平成二十年度屋外広告物講習の実施(三九六・都市計画課).....	2
○道路区域の変更(三九七、三九八・道路課).....	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	3

告示

秋田県告示第三百九十一号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第二項第三号の規定により、次のとおり図書類の内容を審査する団体を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

団体の名称
当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類を表示する方法

日本映像倫理審査機構

次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。



標章のサイズは、縦二十七ミリ、横十六ミリ

秋田県告示第三百九十二号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十年九月十九日から施行する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇五三六	恋愛白書バステル 10月号	宙出版	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
一〇五三七	レディースコミック・タブー 10月号	笠倉出版	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
一〇五三八	Lady's Special AY 10月号	宙出版	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
一〇五三九	無敵恋愛エスガール 10月号	ぶんか社	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
一〇五四〇	恋愛白書deep Vol.12	宙出版	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
一〇五四一	コミックアムール 10月号	セブン新社	その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五四二	遊名人 9月号	有限会社アンチメディア	その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五四三	AKITADENIGHT 9月号	月刊アキタデナイト編集部	その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第三百九十三号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年九月十九日から施行する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題名	配給元	指定理由
六六三一	好きもの家系 ところが濡れる	オービー映画	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
六六三二	母性愛の女 昼間からし	新日本映像	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
六六三三	AVない奴ら	アップリング	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
六六三四	浮気相姦図 のけぞり逆愛撫	オービー映画	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
六六三五	新日本映像ニューズ「母性愛の女 昼間からし」	新日本映像	若しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発するおそれがある。
六六三六	桃香クリニックへようこそ	アップリング	その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六三七	愛人熟女 肉奴隷従縄責め	オービー映画	その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第三百九十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五十一条の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

届 出		事 項		指定漁船調査の縦覧の期間及び場所	
发起人の住所及び氏名 男鹿市船川港南平沢明王堂前六番地 佐藤 富二雄 男鹿市船川港船川字化世沢百七十八番地二十七 平野 太刀矢		加入区	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする 漁業協同組合の名称 秋田県漁業協同組合	縦 覧 期 間	平成二十年九月十九日から同年十月三日まで 秋田県漁業協同組合船川総括支所
				縦 覧 場 所	

秋田県告示第三百九十五号

平成二十年秋田県告示第三百六十七号の公共測量について、平成二十年八月二十九日終了した旨国土交通省東北地方整備局森吉山ダム工事事務所長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百九十六号

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 講習の日時及び場所

(一) 日時

第一日 平成二十年十月三十日(木) 午前九時四十五分から午後五時まで
 第二日 平成二十年十月三十一日(金) 午前九時三十分から午後四時四十分まで
 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟大会議室

一 道路の区域

道路の種類

旧新別

路線名

区

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

二 講習の内容及び時間

(一) 屋外広告物に関する法令に関する事項 五時間
 (二) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 四時間
 (三) 屋外広告物の施工に関する事項 三時間
 三 受講申込書の交付
 (一) 期間 平成二十年九月十九日(金) から同年十月十七日(金) まで
 (二) 場所 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部用地課
 北秋田市鷹巣字東中倍七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課
 能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部用地課
 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課
 由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課
 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部用地課
 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部用地課
 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局建設部用地課
 (郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)

四 受講申込書の受付

(一) 期間及び時間
 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年九月二十二日(月) から同年十月十七日(金) までの午前九時から午後五時まで(郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

(二) 場所

三(二)に掲げる場所(郵送の場合は、秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課)
 五 講習手数料
 (一) 額 四千元
 (二) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

六

講習についての問い合わせ先
 建設交通部都市計画課(電話番号 〇一八―八六〇―二四四二)

秋田県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田典城

県道	新	旧
	寺内新屋雄和線	寺内新屋雄和線
	秋田市下浜檜田字上野六〇番一地先から雄和下黒瀬字野中一番一地先まで	A 秋田市下浜檜田字上野六〇番一地先から雄和下黒瀬字野中一番一地先まで B 秋田市下浜檜田字宮田表二二番から上野一七九番五地先まで

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年九月十九日から同年十月二日まで

秋田県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			C	B	A		
県道	新	川添下浜停車場線	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地一〇六番一地先から六八番一地先まで	一八・〇〇〇〜八五・〇〇〇	一・五〇一
			秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	一八・〇〇〇〜八五・〇〇〇	一・五〇一
			秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地八一番一地先から館腰六八番一地先まで	一八・〇〇〇〜八五・〇〇〇	一・五〇一

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年九月十九日から同年十月二日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町飛根字富根四十八番地	智田 文夫
〃	福岡 実
〃	佐藤 正人
〃	北嶋 忠宣
〃	池端 克巳
〃	山谷 吉蔵
〃	米川 新
〃	米川志美男
〃	池端 秀巳
〃	大高 彦一
〃	池端 春男
〃	工藤徳一郎

三 就任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町飛根字富根四十六番地	大高 彦一
〃	工藤 孝一
〃	智田 文夫
〃	米川志美男
〃	工藤 誠一
〃	大高 岩根
〃	山谷 幸政
〃	池端 克巳
〃	池端 又芳
〃	池端 重光
〃	工藤徳一郎

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄